



IP NEWS

2006年第8号(通巻55号) 2006年8月発行

「クレヨンしんちゃん」の商標審判委員会提訴は、退けられる

「扒鷄」事件で、徳州市中級人民法院が初の訴訟前差止を命じる

初の無線通信ネットワークにおける著作権事件が水面に浮かび上がる

ホンダの異議申立理由は成立せず、「アコード」商標が武漢企業の手落ちる

「クレヨンしんちゃん」の商標審判委員会提訴は、退けられる

知識産権報電 2006-7-14

先日、メディアの注目を集めた、日本株式会社双葉社が、中国国家工商行政管理総局商標審判委員会(以下「商標審判委員会」という)を被告として訴えた事件について、北京市第一中級人民法院による判決が下され、商標審判委員会の審決が維持され、双葉社が敗訴した。同判決では、また、広州誠益眼鏡会社の9件の「蠟筆小新(クレヨンしんちゃんの中国語題名)」商標が適法かつ有効である旨も宣言された。

『クレヨンしんちゃん』は、日本国民である臼井儀人氏原作の漫画作品である。1992年、双葉社は、許諾を受けて、同著作物の独占的、排他的な著作物利用権及び商品化権を取得した。2003年には、『クレヨンしんちゃん』シリーズの漫画は、中国大陸で正式に発売されたが、1996年11月、事件第三者である広州誠益眼鏡会社が、複数の商品区分に、合計9件の「蠟筆小新」商標を登録しようとして、中国国家工商行政管理総局商標局に商標登録出願を提出していた。2005年1月26日に、双葉社は、この9件の「蠟筆小新」文字及び図形商標の取消審判請求を商標審判委員会に提出していた。

2005年12月30日、商標審判委員会による当該請求を棄却する旨の審決を受けて、双葉社は、これを不服として、商標審判委員会を北京市第一中級人民法院に訴えるに及んだ。双葉社の主張は次のとおり。本件商標の登録時点は、1997年12月であるから、当時適用されていた1993年商標法によれば、既登録商標に対する取消審判請求の提出には、特段に期間の制限がない。「クレヨンしんちゃん」のアニメ及び漫画の知名度に鑑みれば、著名商標として保護されるべきとするのが相当である。本

件商標の原登録者・広州誠益眼鏡公司是、2004年9月に、本件商標を誠益眼鏡公司に譲渡しており、商標を先行登録するのみならず、譲渡によって利益を得ている行為は、明らかな悪意によるものというべきである。

一方、商標審判委員会の主張は次のとおり。双葉社が本件商標の取消審判請求を提出した時点は、2001年12月の新商標法施行後であるから、新商標法の規定によれば、5年の法定期間を超えている。本件商標が登録を受けたとき、双葉社の「クレヨンしんちゃん」商標については、まだ中国大陸で商標登録出願がされておらず、本件商標について使用が指定された商品区分において、それが著名商標となっていたことを証明することはできない。また、本件商標の原登録者が本件商標に係る商標登録出願を提出したときに悪意があったことを証明することはできない。人民法院は、審理した結果、終局的に商標審判委員会の審決を維持した。

「扒鷄」事件で、德州市中級人民法院が初の訴訟前差止を命じる

知識産権報電 2006-7-20

先日、山東省德州市中級人民法院は、德州扒鷄集团有限公司が德州經濟開發区神州扒鷄食品廠を訴えた商標権侵害事件において、被告製品に対して訴訟前差止の措置を執る旨の決定を下した。これは、同人民法院が2004年7月1日から知的財産事件の管轄権を有するようになって以来、訴訟前差止措置が執られた初めての事例である。

德州扒鷄集团有限公司は、1953年に最初に設立され、製品は中国国内で名声を博し、「德州」と「德州扒鷄」の2件の登録商標を有している。一方、德州經濟開發区神州扒鷄食品廠は、近年になって生産許可証を取得したばかりの企業であるが、その販売する扒鷄のパッケージ上に、原告・德州扒鷄集团有限公司が有する「德州」、「德州扒鷄」の文字及び図形の登録商標と類似する商標を使用していた。

德州扒鷄集团有限公司は、德州經濟開發区神州扒鷄食品廠の行為について、原告の登録商標専有権に対する侵害を構成し、一種の不正競争行為にもあたると主張して、訴訟前に、德州市中級人民法院に申立てを提出し、德州經濟開發区神州扒鷄食品廠に対して直ちに侵害行為を停止すべき旨を命じる決定を請求した。

德州市中級人民法院は、審査した結果、申立人・德州扒鷄集团有限公司が提出した申立ては、中国商標法及び最高人民法院の訴訟前差止に関する司法解釈の規定に適合すると認定した。中国の現行商標法の規定によれば、訴訟前差止の申立てには、二つの基礎的要件が存在する。一つは、他人が申立人の知的財産権を侵害する行為を現に実施している又は実施する虞があることを証明する証拠を申立人が有すること。二つは、適時に停止又は予防されなければ、申立人の適法な権利利益に回復困難な損害を及ぼし得ること。中国商標法は、2001年に第二次改正が行われ、改正後の商標法には、登録商標の所有者は、出訴前に、侵害行為停止命令の申立てを人民



法院に提出することができる、と規定されている。最高人民法院も、2002年に商標権侵害行為の訴訟前停止に関する法律の適用の問題について、司法解釈を制定している。

これらに基づいて、徳州市中級人民法院は、申立人から有効な担保が提出された後、申立ての相手方に侵害行為を停止すべき旨を命じる決定を下した。

説明によれば、商標権侵害行為の訴訟前差止は、知的財産法の執行面における一つの重要な措置であって、それは、現に実施されている又は実施される虞がある権利者の知的財産権を侵害する行為を適時に停止させることができる。当事者が出訴する前にその申立てに基づいて発布される、行為者がある特定の行為に従事することを禁止する一種の強制命令は、商標権者、利害関係人及び社会公共の利益を保護するにあたって、重要な意義を有している。

註：「徳州扒鷄」... 正式な名称は、「徳州五香脱骨扒鷄」という。北京ダックと比較して、外見はやや似ているが味は異なる。熱いうちにゆすると肉と骨がすぐに離れ、柔らかいのが特徴で、美味である。既に二百年の歴史を有する徳州市の名物だが、全国的に販売されており、その名が知られている。

初の無線通信ネットワークにおける著作権事件が水面に浮かび上がる

知識産権報電 2006-7-25

インターネット上の著作権侵害事件は特に新しい現象ではないが、携帯電話無線通信ネットワークにおける著作権侵害事件は、まだあまり見られない。最近、北京中文在線文化発展有限公司（以下「中文在線公司」という）は、北京天行遠景科技発展有限公司と北京邦邦網絡科技有限公司を正式に人民法院に訴え、被告らが携帯電話ポータルサイト「邦邦網」上で畢淑敏氏の著作物を流布し、中文在線会社が著作物利用権を有する著作物をオンラインで閲覧できるサービスをユーザーに提供することによって、中文在線会社の情報ネットワーク伝達権を侵害したとして、被告に損害賠償 53 万人民元を請求した。

この前に、中文在線公司与著名な作家である畢淑敏氏は、著作物利用許諾契約を締結し、畢淑敏氏は、ネットワーク上でその著作物を流布することを中文在線会社に許諾していた。今年 4 月に、中文在線公司是、wap.81088.com のウェブサイトの所有者・北京天行遠景科技発展有限公司、運営者・北京邦邦網絡科技有限公司が、その携帯電話ポータルサイト「邦邦網」上で畢淑敏氏の著作物をオンラインで閲覧できるサービスをユーザーに提供し、その著作物の累計字数は、220 万字にも達していることを発見した。さらに、間もなく、中文在線公司是、徐毅氏の『談談心、恋恋愛』及び続編の二篇の著作物も被告に違法に流布されていることを知った。中文在線公司是、本件著作物について訴訟前の証拠保全を行った後、5 月に、北京天行遠景科技発展有限公司と北京邦邦網絡科技有限公司を正式に北京市海淀区基層人民法



院に訴え、畢淑敏氏の著作物について47万人民元、徐毅氏の著作物について6万人民元をそれぞれ賠償するよう被告に請求した。現在、人民法院では、この一連の事件は既に正式に受理されている。

情報によれば、この一連の事件は、既に中国語「オンライン反海賊版連盟」の支持を受けている。同連盟副秘書長・謝広才氏の語るところによれば、連盟は、次は、権利保護活動の重点を単一のインターネット領域から無線通信ネットワークに拡大することを始めるだろうとのことである。



ホンダの異議申立理由は成立せず、「アコード」商標が武漢企業の手落ちる

http://www.trademark.gov.cn/Article_show.asp?ArticleID=1871

湖北省武漢雅閣電纜有限公司が商標登録を出願した「雅閣 Y A G E」商標は、日本本田技研工業株式会社の阻止活動によって、5年にも渡って長らく登録されることができなかった。しかし、7月5日になって、国家工商行政管理総局商標局から、決定書が発送され、日本側が提出した異議申立理由の不成立が認定され、武漢雅閣電纜有限公司の「雅閣 Y A G E」商標は、登録が認められた。

武漢雅閣電纜有限公司が2001年6月25日に商標登録を出願した「雅閣 Y A G E」商標については、国家工商行政管理総局商標局により、2002年4月に初期査定がされ、公告された。2002年5月、本田技研工業株式会社は、武漢雅閣電纜有限公司が商標登録を出願した「雅閣 Y A G E」商標は、同社の著名商標「雅閣（アコードの中国語表記）」に対する悪意による模倣であると主張して、商標局に異議申立てを提出していた。

商標局は、法律に基づき決定を下し、次のとおり認定した。武漢雅閣電纜有限公司が出願し、保護を指定した商品は、第9類 電池、整流用電力装置であるが、本田技研工業株式会社の「雅閣」商標は、先登録とはいえ、保護を指定する商品は第7類と第12類である。両社の企業が商標登録を出願した商標は、保護を受ける区分が異なっており、非類似商品にあたるから、同一の商品又は類似の商品についての商標の類似を構成しない。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街35号
国際企業大廈A座16層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋4丁目
5番12号 岩田ビル5階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp

